

— 住宅を新築する場合の支援制度 —

① 被災者生活再建支援制度(加算支援金)

住宅が全壊又は半壊解体した世帯が、新しい住宅を建設・購入する場合に支給されます。

【支給額】 **最大200万円**

複数世帯：200万円 単身世帯：150万円

② 被災者住宅再建支援事業

県内で住宅が全壊又は半壊解体した世帯が、県内で新しい住宅を建設・購入する場合に補助されます。

【補助額】 **最大100万円**

複数世帯：100万円 単身世帯：75万円

③ 生活再建住宅支援事業(新築)

住宅が全壊、半壊解体又は居住不能となった被災者の方が、県内で新しい住宅を建設・購入する場合に補助されます。

【補助額】 **最大130万円**

① バリアフリー対応経費

延床面積75㎡未満：40万円

延床面積75㎡以上120㎡未満：60万円

延床面積120㎡以上：90万円

② 県産木材使用経費

使用量10㎡以上20㎡未満：20万円

使用量20㎡以上30㎡未満：30万円

使用量30㎡以上：40万円

④ 被災家屋等太陽光発電補助

居住する家屋に被害を受けた方が、県内で新築する際に新たに太陽光発電システムを設置する場合に補助されます。

【補助額】 **最大47.9万円**

出力1kW当たり48,000円(最大10kW未満)

⑤ 地域型住宅ブランド化事業

国土交通省に採択された工務店等が、一定のルールに基づき、木造の長期優良住宅を建設する場合に補助されます。

【補助額】 **最大120万円**

工事費の10%（基本は最大100万円、地域材を使用すれば最大120万円）

⑥ 住宅ローンの支援

災害復興住宅融資

住宅が全壊又は半壊し、新たに住宅を建設・購入する場合、住宅金融支援機構から低利の融資（当初5年間、基本融資額について年0%）を受けることができます。

【利子負担軽減額】 **250万円～620万円程度**

例）1,460万円を25年返済で借る場合、**約360万円**

（なお、防災集団移転促進事業等により移転をしなければならない被災者の方は、災害復興住宅融資の利子分についても補助を受けることができる場合があります、その場合はさらに負担が軽減されます。

注意）

①記載の金額については、あるモデルケースを設定して試算した参考値です。個別のケースにより異なりますのでご注意ください。

②「利子負担軽減額」は、通常の借入れと比較してどれだけ負担が軽くなるかを示したものです。

生活再建住宅支援事業(利子補給)

住宅が全壊、半壊解体又は居住不能となった被災者の方が、県内で新しい住宅を建設・購入するために金融機関から融資を受けた場合に補助されます。（災害復興住宅融資との併用不可）

【補助額】 **90万円～140万円程度**

例）1,460万円を25年返済で借る場合、**約133万円**

当初5年間の利子相当額（金利上限2%、借入上限1,460万円）

— 住宅を補修・改修する場合の支援制度 —

① 被災者生活再建支援制度(加算支援金)

住宅が大規模半壊した世帯が、その住宅を補修する場合に支給されます。

【支給額】 **最大100万円**

複数世帯：100万円 単身世帯：75万円

② 生活再建住宅支援事業(補修・改修)

被災した住宅を補修・改修する場合に補助されます。

【補助額】 **最大170万円**

- | |
|---|
| ① 補修
補修費用の1/2 (最大30万円)
※ 半壊又は一部損壊した住宅
※ 応急修理制度との併用不可
※ 10万円以上の補修工事に限る |
| ② 耐震化 (現在の耐震基準を満たさない住宅を適合させる工事)
改修費用の1/2 (最大60万円) |
| ③ バリアフリー化 (床の段差解消、手すり設置、高齢者用トイレの設置等)
改修費用の1/2 (最大60万円) |
| ④ 県産出材使用
改修費用の1/2 (最大20万円)
※ 県産木材を0.5㎡以上用いる工事に限る |

③ 住宅ローンの支援

災害復興住宅融資

住宅が10万円以上の被害を受け、り災証明書の交付を受けた方が、その住宅を補修する場合、住宅金融支援機構から低利の融資(当初5年間、年1%)を受けることができます。

生活再建住宅支援事業(利子補給)

住宅に被害を受けた方が、その住宅を補修・改修するために金融機関から融資を受けた場合に補助されます。

【補助額】 **最大32万円**

当初5年間の利子相当額(金利上限1%、借入上限640万円)

④ 被災家屋等太陽光発電補助

被災した自宅の補修を行う際に、新たに太陽光発電システムを設置する場合に補助されます。

【補助額】 **最大47.9万円**

出力1kW当たり48,000円（最大10kW未満）

－ 宅地復旧への支援制度 －

① 生活再建住宅支援事業(宅地復旧)

被災した宅地の所有者等が、宅地の復旧工事を行う場合に補助されます。

【補助額】 **最大200万円**

宅地復旧に要する費用の1/2（最大200万円）

※ 10万円以上の復旧工事に限る。

② 住宅ローンの支援

災害復興住宅融資

住宅には被害がなく、宅地のみ被害が生じた場合、その復旧のために住宅金融支援機構から低利の融資を受けることができます。

－ 二重ローンへの支援制度 －

① 生活再建住宅支援事業(既往債務)

新たに住宅を建設又は補修するために借入れを行った場合、既存の住宅ローンに対して補助されます。

【補助額】 上限なし

例) 1,910万円を金利2.52%で借入れた直後であれば、**約480万円**

既存ローンの今後5年間の利子相当額（新規借入れ額が上限）

問い合わせ先

新築への支援

- | |
|--|
| ① 被災者生活再建支援制度・・・市町村担当課 |
| ② 被災者住宅再建支援事業・・・市町村担当課 |
| ③ 生活再建住宅支援事業（新築）・・・市町村担当課 |
| ④ 被災家屋等太陽光発電補助・・・岩手県環境生活企画室温暖化・エネルギー対策担当
（019-629-5273） |
| ⑤ 地域型住宅ブランド化事業・・・地域型住宅ブランド化事業評価事務局（03-3560-2886） |
| ⑥ 住宅ローンの支援
【災害復興住宅融資】・・・住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル
（0120-086-353）
【生活再建住宅支援事業（利子補給）】・・・市町村担当課 |

補修・改修への支援

- | |
|--|
| ① 被災者生活再建支援制度・・・市町村担当課 |
| ② 生活再建住宅支援事業（補修・改修）・・・市町村担当課 |
| ③ 住宅ローンの支援
【災害復興住宅融資】
・・・住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル（0120-086-353）
【生活再建住宅支援事業（利子補給）】・・・市町村担当課 |
| ④ 被災家屋等太陽光発電補助・・・岩手県環境生活企画室温暖化・エネルギー対策担当
（019-629-5273） |

補修・改修への支援

- | |
|---|
| ① 生活再建住宅支援事業（宅地復旧）・・・市町村担当課 |
| ② 住宅ローンの支援【災害復興住宅融資】
・・・住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル（0120-086-353） |

二重ローンへの支援

- | |
|-----------------------------|
| ① 生活再建住宅支援事業（既往債務）・・・市町村担当課 |
|-----------------------------|

資料作成者：岩手県県土整備部建築住宅課 019-629-5933

資料9 各種公表資料

- ・H23.3.18 報道発表（応急仮設住宅の着工について）

報道機関提供資料
平成23年3月18日
県土整備部建築住宅課

陸前高田市、釜石市における第1弾応急仮設住宅の着工について

県では、災害救助法に基づき、被災者のための応急仮設住宅建設の準備を進めてきたところですが、この度、下記の団地を3月19日から着工します。

なお、陸前高田市では、午前10:00から起工式を行いますので併せてご案内します。

また、被災した他の市町村においても、準備が整い次第、順次、着工していく予定であることをお知らせします。

記

1 設置場所等

1) 陸前高田市

場 所 名 : 陸前高田市高田第一中学校グラウンド
住 所 : 岩手県陸前高田市高田町字鳴石5-1
建設予定戸数 : 約200戸（今年度内に36戸の完成を目標）
工 期 : 3月19日～

2) 釜石市

場 所 名 : 昭和園グラウンド
住 所 : 岩手県釜石市中妻町3丁目3地内
建設予定戸数 : 約100戸
工 期 : 3月19日～

2 起工式のスケジュール

- 1) 会 場 陸前高田市高田第一中学校グラウンド
- 2) 開始日時 3月19日 午前10:00～

※ 建設地位置図はおってお知らせします。

【問合せ先：建築住宅課 施設整備担当 西尾、中島】

・H23.3.31 報道発表（被災者向け住宅対策について）

H23.3.31

県政記者クラブ各位

県土整備部建築住宅課

被災者向けの住宅対策について

岩手県における被災者向けの住宅対策について、被災者向けの住宅の確保や適切な情報提供のため、今般、以下のとおり対策を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 必要戸数の見直しについて

岩手県においては、被災者向けの住宅の確保について、当面8,800戸の建設を目標として、応急仮設住宅の建設に着手したところですが、今般、以下のとおり、必要戸数を見直すことといたしましたのでお知らせいたします。

岩手県における応急仮設住宅の必要戸数： 18,000戸

（備考）

震災以降、県において被災地の状況や市町村の意向を把握し、多くの方が地元での住宅の確保を望んでいることや、沿岸部には公営住宅等や民間賃貸住宅の空き住戸が少ないことなどを踏まえ、必要戸数を見直すことといたしました。

18,000戸の必要戸数に対し、現在着工している戸数は1,378戸ですが、現時点では概ね5,000戸分の用地について、目途をつけているところです。今後、市町村と協議し、さらに適地選定を進めてまいります。

2. 「住まいのホットライン」の設置について

被災者の住まいに関する相談に対応するため、岩手県において電話で相談を受け付ける「住まいのホットライン」を設置することといたしました。（別紙1参照）

「住まいのホットライン」概要

（電話番号） 0120-882-606（フリーダイヤル）

（相談受付時間） 9：00～18：00（土日祝日含む毎日）

<4/1（金）15：00から開始します>

（対象となる方） 東北地方太平洋沖地震及び津波により被災し住まいにお困りの方や、被災者のサポートを行っている方

（相談をお受けする内容）

- ・ 応急仮設住宅に関すること
- ・ 県営住宅に関すること
- ・ 自宅の再建に関すること
- ・ その他（市町村営住宅等に関する情報提供）

なお、岩手県公式ホームページでも、被災者向けの住まいに関する情報提供を行っています。

3. 住宅の点検相談について

被災住宅の補強・修繕方法の検討などについて、建築の専門家が住宅を点検するなどしてアドバイスをを行う「被災住宅点検相談」を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

(詳細は別紙2参照)

「被災住宅の『点検・相談』窓口」のご案内

(対象となる方) 東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した住宅の所有者等

(受付窓口) (社)岩手県建築士会 019-654-5777

(社)岩手県建築士事務所協会 019-651-0781

(相談員) 上記団体所属の建築士が被災住宅の点検相談を実施します。

(費用) 無料(県が費用を負担します)

(相談受付時間) 9:00～17:00(土日祝日を除く)

本資料についての問い合わせ先

県土整備部建築住宅課

担当: 大水(資料全般・必要戸数) 内線5930

高橋・辻村(ホットライン) 内線5933

澤村・大村(点検相談) 内線5935

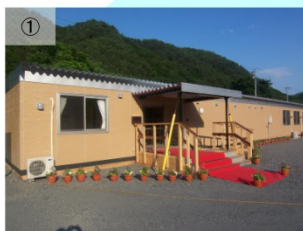
岩手県

住まいのかわら版

グループホーム型仮設住宅・高齢者等サポートセンターをご紹介します。

高齢者等の皆様に応急仮設住宅での生活を安心して過ごしていただくため、デイサービス等の機能を備えた高齢者等サポートセンターの設置や、グループホーム型仮設住宅の設置を行うこととしていますが、一部について完成しましたのでご紹介します。

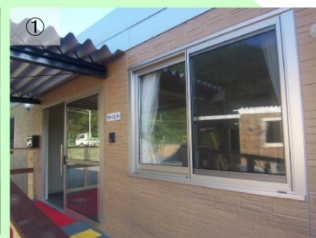
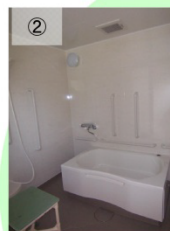
グループホーム型仮設住宅



- ① 外観
- ② 共用食堂でみんなで食事ができます。
- ③ 共用食堂から奥に進むと入居者の居室があります。



高齢者等サポートセンター



- ① 外観
- ② 介助入浴が可能な浴室を備えています。
- ③ 交流の場であるデイルームです。

応急仮設住宅保守管理センター

TEL 0120-766-880 (フリーダイヤル) 【土・日・祝日含む24時間対応】

県では、応急仮設住宅に安心して住んでいただくために、応急仮設住宅の不具合などに迅速に対応するための窓口を、(財)岩手県建築住宅センター内に設置しました。
 応急仮設住宅の不具合や修繕のご連絡は、こちらへお願いします。

応急仮設住宅の建設状況のお知らせ

■ 着工状況

山田町において追加で着工が必要となり、完成分を含めた全着工戸数は13,983戸となっています。

■ 完成状況

7月29日までに、これまで完成のものを含め、合計で312団地13,833戸が完成することになります。

【市町村別着工状況】 ※グループホーム型仮設住宅を含む。

宮古市	2,010戸	大槌町	2,145戸
大船渡市	1,811戸	山田町	1,990戸
久慈市	15戸	岩泉町	143戸
遠野市	40戸	洋野町	5戸
陸前高田市	2,168戸	田野畑村	186戸
釜石市	3,164戸	野田村	213戸
住田町	93戸	県内合計	13,983戸

岩手県県土整備部建築住宅課

平成23年7月22日

VOL.14

・H23.8.30 報道発表（被災者の住宅対策について）

報道機関発表資料
平成23年8月30日
県土整備部建築住宅課

被災者の住宅対策について

被災者の住宅対策について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 応急仮設住宅の戸数の修正について

応急仮設住宅については、これまで建設戸数を13,983戸としておりましたが、戸数の確認を行ったところ、山岸橋上流側民有地（大槌町）30戸が正しくは31戸であったため、建設戸数の合計が正しくは13,984戸となります。なお、団地数（319団地）については変更ありません。

建設戸数 × 13,983戸 → ○ 13,984戸

戸数の修正が生じたことをお詫び申し上げます。なお、全ての応急仮設住宅は8月11日までに完成しております。団地一覧については、別添の資料をご参照ください。

2. 応急仮設住宅の入居者アンケートの結果について

岩手県では、応急仮設住宅に入居している住民の状況や希望を把握し、今後の災害公営住宅等整備のための基礎資料とするためアンケート調査を行ったところですが、今般その調査結果がまとまりましたのでお知らせします。

（アンケート調査の概要）

調査主体 : 岩手県

調査方法 : 岩手県内の応急仮設住宅のポスト（8市町村25団地計1,724戸）にアンケート用紙及び返信用封筒を配布し、郵送により回収
配布対象1,724世帯のうち、973世帯から回答を得た
（回収率56.4%）

調査結果については、以下の別添資料をご参照ください。

- ・応急仮設住宅入居者意向調査結果（概要）
- ・応急仮設住宅入居者意向調査結果

今回の調査結果を踏まえ、今後関係市町村と情報交換を行いながら、災害公営住宅の整備や住宅政策を進めてまいります。

【問い合わせ先】 資料全般 大水、西尾 内線5930
入居者アンケート 谷藤 内線5933

報道機関発表資料
平成23年12月26日
県土整備部建築住宅課

災害復興公営住宅整備の状況について

1 災害復興公営住宅の設計の着手について

県では、東日本大震災による津波被災者向け住宅として、比較的低廉な家賃で入居できる災害復興公営住宅の建設を計画しております。

現在、各被災地を対象に建設地の適地調査を行なっておりますが、この度、県による第1弾の取組として下記2団地の建設を決定し、設計業務委託者選定のため2件の入札公告を27日に行なうこととしましたのでお知らせします。

なお、他の被災市町村地域においても、現在敷地選定の検討を進めており、用地確定後順次設計業務に着手し、一日も早い工事着手と完成を目指しております。

設計委託業務の入札実施

ア 対象団地：

- ①（仮称）釜石市平田地区災害復興公営住宅団地
建設地：釜石市平田第6地割1-9 計画床面積：8,400㎡ 階数：8F 戸数：約120戸
- ②（仮称）釜石市野田地区災害復興公営住宅団地
建設地：釜石市野田5丁目28-1 計画床面積：2,800㎡ 階数：4F 戸数：約40戸

イ 入札公告日：平成23年12月27日（火）

ウ 開札予定日：平成24年1月18日（水）

エ 設計期間：各150日（工事着手予定：平成24年度上期）



釜石市平田地区災害復興公営住宅団地建設地
(旧釜石商業高等学校)



釜石市野田地区災害復興公営住宅団地建設地
(旧釜石市教職員住宅)

2 土地情報の募集について

県では、災害復興公営住宅を建設するための土地を探しています。

特に、今回の津波で多くの住宅が失われた、宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、山田町、大槌町の地域内でお譲り頂ける、用地の情報を広く求めています。

つきましては、以下の条件を参考とした情報をご提供頂けるよう、広く県民等への周知について、よろしくご協力お願いいたします。

県では、以下の条件に沿った土地の情報を求めています。

- ア 目的：津波被災者向け公営住宅団地の建設用地
- イ 対象地域：宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、山田町、大槌町の各地域内
- ウ 敷地の規模：概ねの目安として、2,000㎡（約600坪程度）以上
- エ 接道条件：幅員4m以上の公衆用道路に4m以上接しているか、今後接する見込みがあること。
- オ 譲受けの条件：土地評価額を基本とした県による買取（譲渡益課税控除の対象となります）
- カ その他
 - ・各市町村が定めた復興計画に沿わない立地となる場合は取得できない場合があります。
 - ・都市計画法に基づく工業専用地域は対象としません。
 - ・各種法令等により、住宅の建設が禁止される土地は対象としません。
 - ・有る程度の造成工事を前提とする土地も含みます。
 - ・現状の既存建物の有無は問いません。
 - ・最終的な購入の判断は、現地調査を含む各種検討を経た上での決定となります。
 - ・不動産譲渡に伴う譲渡益課税控除額については、個別の算定となります。

【情報提供を頂く窓口】

- ・県庁建築住宅課 019-629-5959
- ・各地域振興局の土木部又は土木センターの建築担当

【問合せ先：建築住宅課 施設整備担当 西尾、小川 内線5955】